

# 福竜丸だより

都立・第五福竜丸展示館ニュース



発行 (財) 第五福竜丸平和協会  
〒136 東京都江東区  
夢の島3-2  
都立第五福竜丸展示館内  
電話 03-3521-8494

## つくってよかった

新藤 兼人

広島映像ライブラリーに「第五福竜丸」が収納されたので、久しぶりにニュープリントを見た。

モノクロームなのでいささかの退色なく、三十六年まえがきのうのように感じられた。焼津港、市役所、久保山家、焼津の町並み、が生ま生ましくそこにあった。

先に「原爆の子」を作ったわたしは、第五福竜丸の事件にショックをうけ、引きつづいてこれを映画化する計画をたてた。このことは、これ以後、長篇ドキュメント「8・6」広島で殉難した移動演劇隊の悲劇「さくら隊散る」などに向かわせる足がかりとなった。

「原爆の子」はドラマであったが「第五福竜丸」は事件そのものにフィクションを加えないで、事実をそのままにやることにした。それはこの事件を、事実そのままに、世界に知らせるべきだと思っただけである。

それならば、ドキュメンタリーと

してやればよいようなものだが、俳優が演じているのだ。それは事実の内容をより正確に伝えるためにとった手段である。

この映画は焼津市の協力があって製作できたのだが、まず第五福竜丸によく似たハエナワ漁船をさがさなければ撮影ははじまらなかった。できればそっくりそのままのものがほしかった。

焼津港の一隅に一艘のハエナワ漁船が繋がれてあった。船主が経営難でくもがくれたというのである。船には二人の男が残って自炊していた。船長と機関員である。二人は船主から未払いのカネをもらわなければ故郷九州へ帰れないと頑張っていた。漁港の人にきくと第五福竜丸とトン数も船形もそっくりということだ。

撮影隊は、この二人組と契約し、われわれが未払いのカネを肩代りして払い、スタッフに加わって船を操舵してもらったこととした。

事件をそのまま再現するつもりだが

ら、ストーリーはかんたかである。出航、洋上のハエナワ操漁、突如降ってきたビキニの灰、帰港、放射能をあげていた騒動、東京の病院へ収容、久保山愛吉さんの死、という起きたままの順序である。

洋上の撮影が困難を極めた。ハエナワ操漁の夜の撮影があるのだ。後部甲板に一〇キロのゼネ(発電機)を積んで焼津の沖へ出た。

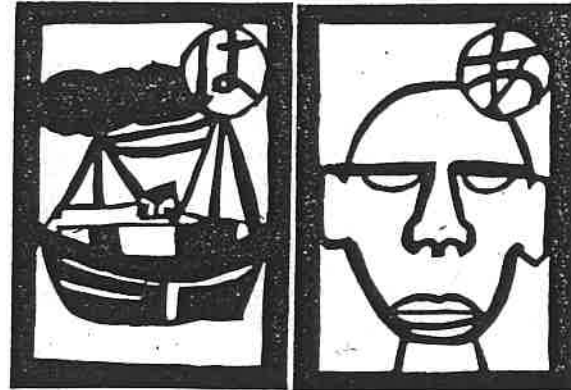
昼の撮影もただごとではなかった。太平洋上のことであるから、陸地が見えないところまで船を出さねばならない。御前崎沖はるか洋上へ出た。

撮影をはじめてからわかったことだが、借りた船はかなり老朽船で、たびたび故障するのには参った。機関が妙な音をたてはじめたかと思うと動かなくなる。御前崎沖の高波にゆられ、助けを求めて流されているときの心細さといったらなかつた。

製作しても、上映のあてのない仕事であった。どこの映画館もゲンバクですかと顔をそむけてしまふのである。だからすべり出しから資金難であった。

だがともかく完成できたのは、焼津の人たちの終始かわらぬ温い支援であった。

(映画監督)



## 静岡の小学校から「福竜丸―平和かるた」

昨年、一昨年の十一月と二年続けて修学旅行で来館した静岡市の西奈南小学校から六年生の作文集とともに「福竜丸―平和かるた」の卒業記念作品が一月末、展示館に寄贈されました。

「：昨年度の生徒は五年生の時から隣接する焼津港の第五福竜丸の学習を進め、修学旅行での福竜丸との対面を心待ちにしていました。対面後には文集を綴るとともに一人ひとりが字札と絵札を考案作成

して平和かるたを作りあげました。子どもたちは印刷された平和かるたを手卒業していきましたが、絵札の原本たる「きり絵」をぜひ展示館に寄贈してほしいという子どもたちの意向をもとに貴館に郵送します。本年度も後輩たちが貴館を修学旅行で訪れましたが、福竜丸が永久に子どもたちの平和の願いの基地になることを願っています」との、六年生担当の先生の手紙が添えられていました。

### 森滝市郎さん死去

核兵器廃絶と被爆者援護に半生をささげ、原水爆禁止運動、ヒロシマの象徴的存在であった森滝市郎氏が、一月二十五日、胃がんのため、広島赤十字・原爆病院で死去しました。

本協会の創設以来の顧問。一九六九年四月の「被爆の証人」第五

ました。今までたくさんさんの仕事をして、今はその時のことを思い出しているようでした。もう、おじいさんのような気もしました：」これは、文集の表題になった渡辺麻衣子さんの作文です。

右角に大きくいろはの文字を刻んだ「平和かるた」は、たて18cmよこ13cmの「きり絵」の絵札と、筆で書かれた短い文章の字札各44枚。絵は肉太で堂々と、船をしっかりと見詰めとらえた子どもたちの感覚が素直に大胆に表現されています。字札もその豊かな感性に驚くばかりです。

(あ) あい吉さん 水爆の被害おれだけに (い) いまもお死の灰あびた乗組員 死への恐怖(そ) そら見れば 死の灰降り注ぐビキニの空 (た) だい復活 埋立地から 福竜丸(に) にん間が人間殺す 水爆実験(は) はいを浴びま



大石さん(中央後向き)を囲んで第五福竜丸を見ながら話を聞いた。船を見にいったと聞いたらおやじは驚くだろうな」とと船を見上げ語りました。

ぐろが死んでとびうおが病気：。東京の中学生が贈った「わりばしの第五福竜丸」の横にどんと展示することになりました。

### 大石さんを囲んで

一月二十二日、関屋綾子さん(協会評議員)はじめ、日本YWCAの「広島への旅」のメンバー八名が来館、館内特設の船腹下の「学習室」で大石又七氏を囲んで交流しました。

大石さんは、最近百日余の入院と手術を受け退院したばかりとは思えぬ元気な姿で、自らの体験を語りました。

また、一月九日、元第五福竜丸乗組員で現在大分県保土島でまぐろの船主をしている安藤三郎さんの子息貴さんが友人と来館。鹿児島で仕事をしているという貢さんは「ぜひ

連載 — 核兵器の廃絶と国際法 ①

### 国際司法裁判所ではじまった 核兵器裁判

松井 康 浩

提 訴

WCPと英米仏の妨害

国連の専門機関である世界保健機構(WHO)は、昨年五月の総会において、核兵器の使用が国際法に違反するかどうかについて国際司法裁判所の勧告的意見を求める決議をした。同裁判所は、昨年九月にこれを受理し、WHO加盟の一八二カ国政府に対し、これについての意見を本年六月一〇日までに国際司法裁判所に提出するよう通知を發した。日本政府は、外務省の条約局と総合外交政策局で右陳述書を提出すべきかどうかを含め陳述書の内容について検討に入っている。

六月一〇日は遠くない。外務省が被爆国の政府にふさわしく、広島、長崎、ビキニの被爆の実態をふまえ、その国際法違反性を陳述書にまとめて提出するよう要請しなければならぬ。

国際司法裁判所へ核兵器の使用と使用の威嚇が国際法に違反するとの勧告的意見を求める運動(WCP)は、一昨年から反核国際法律家協会(IALANA)、核戦争阻止国際医師の会(IPPNW)、国際平和ビューロー(IPB)の共同で推進されてきた。この三団体は何れも国連NGOであり、IALANAはノーベル平和賞を受賞したジョン・マックグライトの遺志を継いで、国際司法裁判所の所在地ハーグに本部を置いている国際組織であり、IPPNWとIPBは何れもノーベル平和賞受賞団体である。

私はいALANAの総会において、WCPを起すことも国際司法裁判所が私達の期待する判決を出すかどうか不安である。したがってその運動過程こそ核兵器を廃絶するうえで重視されるべきであり、国際世論を高揚しなければ、よい判決もえられないであろう、と述べたのであるが、案の定、英米仏は強烈な妨害行動に出た。すなわち、昨年一月の非同盟諸国が国連総会第一委員会(軍縮)に提出した「核兵器の使用とその威嚇が国際法に違反するかどうかについて国際司法裁判所の勧告的意見を求める」議案は、遂に採決をさせなかったのである。核に依拠してその主張と利益を貫徹しようとする核保有国は、核兵器に違反法の烙印が押されないように強い妨害をするであろうことは容易に察せられる。

その被害のむごたらしさと持続性は、不必要な苦痛を与えてはならないとする国際法に違反すると宣言した。国際司法裁判所にも、この論理は当然通用するであろう。

#### 原爆裁判の先例

核兵器使用についての司法判断については一九六三年の東京地方裁判所の先例がある。アメリカが広島、長崎に投下した原子爆弾は国際法に違反するとの判決は、世界の国際法学会に紹介され、高い評価をえている。

右判決は、原爆の巨大な破壊力は必然的に無差別爆撃になるから、これを禁止する国際法に違反し、

(反核関東法律家協会会長・協理理事)

### 運動を広げるために

鈴木 沙 雄

私の前職は朝日新聞記者で、一九七五年から八六年にかけて論説委員をしていた。平和運動を担当したのは、この期間で、当時は七七年の「被爆の実相国際シンポジウム」、七八年の第一回国連軍縮特別総会、八二年の第二回特別総会などを通じて、核廃絶への国民的関心と活力が上昇を続けていた。

仕切れず、経済活動に支障をきたすと思ひ込んでいる。既得権を失う不安感があるから、この考え方を改めさせるのは容易なことではない。しかも、核保有国はそんなにうまみのあるものかと、後発国でも見習う政府が出てくる。だからとくに米国民の「思い込み」をときほぐすことは、大きな課題だと思ふ。

けれども、どうしたらこういう意識層の民意をより広汎なものとし、政治的力として定着させることができるか、という課題は私の念頭を去らなかつた。政府職員は国費で生活を保障され、情報を収集するプロ集団だが、運動の側は手弁当のパートタイマーだから息切れがする。日本には欧米のような教会を拠点とする日常的社会活動の伝統がないのである。

その意味で、憲法に人民の武器保蔵の権利を明記し、二億丁も銃のある米国で、多少とも銃を規制する「ブレイディ法」が成立し、パトンルージュで射殺された高校生服部剛文君の両親が銃規制運動の一翼を担ったことは、私は大きな意義があると考えている。

他方、欧米核保有国では、有識者も多数の国民も、核戦力を保有してはならない、世界秩序を取り

さて、一昨年の「国連環境開発会議」を通じて、私は、グローバルな難問を解決しようとする国連事務当局の手法は、しだいにうまくなくなりつつあると感じている。その手法は次の通りである。

大国主導とならぬよう、学識経験者で各国政府から独立した国際的に権威ある委員会を組織し、報告書で問題解決の理念と具体的なガイドラインを設定する。各国政府に根まわしを重ね「世界会議」の場合によっては「地球サミット」を招集して、原則に合意をとりつける。一方でNGOの参加を奨励し、政府間会議に圧力をかけ、さらに各国内で情報公開と参加により、ガイドラインの方向に進むよう促す、というものである。

こういう手法の最初の試みは、南北問題に関するブラント委員会(一九八〇年に報告書「北と南—生存のためのプログラム」を提出、南北の相互依存の深まりを強調した。その提言で八一年に「南北サミット」が開かれたが、米国のレーガン政権は「南」の主張する「包括交渉」(GN)に必ず、進展はなかった。

次は八二年の第二回国連軍縮特別総会に向けてパルメ委員会が提出した「共通の安全保障」である。しかし当時、米国はじめ西側諸国政府は、新型中距離核戦力配備に夢中になっていて、抑止を超えようとする発想に耳を傾けようとは

しなかった。その後ソ連のゴルバチョフ政権が八五年八月六日から始めた核実験の一方的停止に生かされたと思ふ。

ちなみに、この時の西欧の反核運動は東欧にも浸透し、民衆の内発的運動を促して、その後の東欧民主主義革命の受け皿を用意したのだと私は考える。

三番目がブラントラント現ノルウェー首相を委員長とする「環境と開発に関する世界委員会」で、八七年に「われわれの共通の未来」を提出した。これを台本に九二年六月、リオデジャネイロで国連環境開発会議を開き、「リオ宣言」やその行動計画である「アジェンダ21」などを採択した。そのキーワードは「持続可能な発展(開発)」で、究極的には大量生産、大量消費、大量廃棄の経済的・社会的システムを組み替えるという発想を含んでいる。それが、百一カ国の首脳が出席した「地球サミット」で採択されたのであった。

NGOの参加は、第一回国連軍縮特別総会で本格化した。リオの国連会議には八百の団体が集まり、その後の動きも活発である。(共愛学園女子短大教授・協会議員)